第７回　八尾市男女共同参画審議会　会議録(要旨)

１．日時　平成２７年２月１２日（木）午後２時～
２．場所　八尾市文化会館　４階　会議室２
３．出席者　別紙
４．会議内容
　１）開会
　　市長挨拶
　　委員紹介（幹事・事務局紹介）
　２）会長・副会長の選出

　事務局から会長・副会長の選出について諮ったところ、事務局一任との意見があり、引き続き会長にジャーナリストの細見三英子委員、副会長に大阪女学院大学・短期大学准教授の関根聴委員が就任。（会長、副会長の挨拶）

　３）議題
　　（１）「第２次 やお女と男のはつらつプラン」の進捗状況について
　　（２）「平成 26 年度　男女共同参画についての市民意識調査」の報告について
　　（３）「審議会等への女性委員の登用に関するポジティブ・アクションプラン」策定の報告について
　　（４）その他

５．議事録要旨

〈会　長〉議題(1)「「第２次 やお女と男のはつらつプラン」の進捗状況について」、事務局より報告いただきたい。
〈事務局〉
　事務局より、資料１～６の説明
〈会　長〉本日は、関連する部署の方々にも来ていただいているので、この機会を有効に活用したいと思う。ただいまの報告について、質問・意見がある方はおられるか。
〈委　員〉資料３の「男女共同参画モデル地区の設置数」について、平成２７年度までにめざす目標値を２地区と掲げられているが、もう少し具体的に説明いただきたい。
〈事務局〉「第２次 やお女と男のはつらつプラン」では、地域における男女共同参画を進めていくにあたり、当該指標を設けているが、具体的に事業を進めるにあたっては、地域に依頼し、モデル地区として指定をさせていただく必要があり、現状としては、まだそこまで至っていない。平成２７年４月には、関連する市内各種団体に対し、市長名で男女共同参画の取り組みの促進と、より女性の登用を図っていただけるよう、理解を求める案内文を通知させていただく予定である。まずは、男女共同参画の機運の醸成を図る必要があり、モデル地区の設置については、その次の段階となるため、まだ

そこまでは至れていないという状況である。

〈会　長〉資料３に、「市の審議会・協議会への女性委員の割合」や「女性委員のいない審議会等をなくす」という取り組みが掲げられており、昨年には「審議会等への女性委員の登用に関するポジティブ・アクションプラン」が策定されたということであるが、どのような努力をされているのか。また、目標達成見込みについては、どのように考えておられるのか。

〈事務局〉「ポジティブ・アクションプラン」については、２７年４月からの運用に先駆け、２６年度に策定したものである。具体的な取り組みとしては、女性枠を設けて、積極的に女性委員を登用していくことや、委員の選任前に人権政策課と審議会等所管課が事前協議を行うなど、実効性のある取り組みをお願いしており、２７年度末の目標達成に向け、対応を進めている。

〈会　長〉「ポジティブ・アクションプラン」を策定されたことは大変良いと思うが、女性委員がいない審議会等については、委員改選の時期の確認や、審議会等所管課の目標達成に向けた今後の方策等について、ヒアリングは行っているのか。

〈事務局〉委員の選任に入る前、基本的には６ヶ月前には、人権政策課に計画書を出していただくこととしている。女性委員の積極的な登用を全庁的に働きかけていくため、部長級で構成している推進本部会議と、課長級で構成している幹事会においても依頼を済ませたところであり、庁内に向けた説明会も実施した。基本的には全審議会の所管課は、そういう認識を持っていただいていると考えている。

〈会　長〉資料５の備考欄に、「見直し」と記載があるが、これはどういう意味か。

〈事務局〉今まで要綱で設置していた会議体もあったが、全国的な流れにより、法に照らして厳格に審議会に位置づけるといった見直しを行ったものである。

〈会　長〉これについては、取り組みを行っていただいているということであるため、今後、成果を見ていきたいと思う。

次に、同じく資料５に記載されている「八尾市防災会議」についてであるが、防災会議は、東日本大震災の後に、共同参画の視点が必要だということで、法律が改正され、自治体においても女性委員の参画がゼロのところについては、創意工夫をされ、その翌年から都道府県で防災会議の女性委員がゼロのところは６都県しかない。県議会レベルで１０％、政令指定都市は１０～２０％、最高は岡山県の４０．８％である。自治体が防災やまちづくりに関して、どのようなスタンスをとっているのかが、全国レベルで競われている。そういう意味では、八尾市は、防災会議における女性委員の割合が８．８％で、頑張っていただいていると思うが、さらに頑張っていただき、全国的な情勢にも敏感になりながら、施策を展開していただきたい。

〈事務局〉平成２６年度の男女共同参画白書に掲載されている数字を参考までにご報告させていただく。都道府県の防災会議が、平成２５年１２月１日現在で、１１．８％。市区町村の防災会議は、平成２５年１１月１日現在で、６．２％となっている。また、政令指定都市については、平成２５年１１月１日現在で１２％、また、政令指定都市以外は８．２％で、八尾市はこれを上回っている。

〈会　長〉他にご意見のある方はおられないか。

〈委　員〉ＤＶの問題について、いただいた資料の中で、相談件数も増えてきていることがよくわかった。特に資料６の中で、相談の中では「ＤＶ」が多いことがわかった。実は昨年末、八尾市ではないが、私の身近なところで、夜遅くに夫から暴力を受けたということがあった。その被害者は友人に相談し、友人は夜の８時過ぎに自分の居住する市役所に連絡をしたところ、時間外で業務が終了しているため、わからないという対応をされたらしい。そして、警察に相談するようアドバイスを受けて、自分が住んでいるところの警察に電話したが、今度は、被害者が住んでいる所轄の警察に電話をするようにと言われ、たらいまわしにされた。資料では、敏速に連携をとって実施するということが書いてあるが、例えば、八尾市でも夜遅くに相談で駆け込んで来たり、電話をかけてこられるといった場合に、緊急時にどこが対応してくれるのかということを、市民にどのように啓発しているのか。啓発カードを作っている、トイレにも設置していると書いてあるが、例えば、阪南中央病院の「ＳＡＣＨＩＣＯ」のように、２４時間対応可能な機関が書かれているのか、このような場合の体制についてはどうなっているのか、教えていただきたい。

〈事務局〉基本的には、相談者が市役所に来られたら、はじめに相談を聞いたところでしっかりと対応させていただくのが基本である。市役所で対応できない場合は、警察と連携して対応している。また、八尾市ではＤＶの啓発カードを作成しており、人権政策課の窓口のほか、時間外に対応可能な窓口として、大阪府女性相談センターやドーンセンターの連絡先と対応可能な時間帯を掲載している。こうしたカードについては、関係する各課の窓口に設置しているほか、トイレにも設置し、啓発を図っているところである。緊急時については、最寄りの警察署、あるいは緊急時は１１０番というように、緊急の度合に応じて、確実に連絡していただけるように、リーフレットなどに連絡先等を掲載し、啓発を図っているところである。

〈委　員〉同じ質問で、市役所の夜間窓口に被害者が駆け込んできた場合は、たらいまわしをせずに、例えば、その啓発カードを渡すといった対応はとられているのか。

〈事務局〉今の話は、少しレアケースだと思われる。市役所で時間外の警備員がいる窓口にＤＶ被害者が逃げてきたことは、私が知る限りではないと認識している。例えば、お酒を飲んで、暴力が起こったということは夜間に起こり得ることだと思うが、基本的には、今すぐ身柄を保護しなければならない状況の場合は、やはり第一に警察対応ということになろう。少ない事例においては、各市町村の対応というよりは、大阪府等との広域機関として対応することになるため、全く受け皿がないということではない。そういう事例が起こった場合には、管理センターの方から、そのような情報が提供できるようにというのは、ご意見として預からせていただく。

〈会　長〉ＤＶ対応連絡会は、年２回開いているのか。

〈事務局〉年２回、会議を開催している。

〈会　長〉会議では、そのような対処の方法を、事例研究などで共有されているのか。

〈事務局〉関係者が集まる会議であるため、どのように対応していくかということについては、事例に応じて情報共有を図っている。

〈会　長〉例えば、他の自治体であれば、月１回事例研究を行い、知識を高めているところもあ

る。担当課間との連携をどのようにうまく起動させていくのかというのは、これだけの相談があるのだから、もう少しやっていただきたい。

〈委　員〉ＤＶの相談について、人権政策課では７４件あったということだが、実際にはどういう職員がどのような形で対応されているのか。

〈事務局〉当課の職員が直接対応している。また、女性相談事業として委託している。その中で、ＤＶなどの深刻な相談については、人権政策課で緊急一時保護等を行っているため、相談件数が多くなっている。

〈委　員〉人権政策課は、「相談窓口」ということではなく、職員が随時、相談に対応されているということである。やはりＤＶの相談は、深刻で緊急性のあるもの、継続的に支援していく必要があるものなどがあり、職員が随時対応されるというのは負担が大きいのではないかと思うのと、人員配置として適切に対応できているのか、と少し心配になった。

〈事務局〉基本的には開庁時間帯は、人権政策課が相談窓口であるとアナウンスしている。予約もいらないため、相談が重なることもあるが、そのようなときは、人権政策係も人権相談としての対応のノウハウを持っているので、係間でカバーし合って対応している。

〈会　長〉資料２の１４頁「具体的な施策」の４２番「休日保育事業」について、課題に利用者が少ないとあるが、これはどういう意味か。

〈こども政策課長〉直接の所管課ではないので、詳しくはわからないが、もう少し受け皿はあるが、休日保育を利用される方が、思っていたよりも少なく、もう少し受けることができたということである。休日にもっと利用者に来てもらえればという思いである。

〈会　長〉病児・病後児保育も需要がある。こういう人たちに対して、行政としてどのようなスタンスでやっていくのかということをお聞きしたい。

〈地域子育て支援課長〉現在、病児・病後児保育事業は、医療機関（八尾徳洲会総合病院）と民間施設（マリア保育園）で実施しているが、マリア保育園は、八尾市の中心部から外れていることもあり、八尾徳洲会総合病院に利用者が集中している状況である。病児・病後児保育事業の病児対応型については、当初の目的は達成しているが、担当者としても、拡充していきたいという思いで、いろいろと取り組んでいるところであるが、医師との連携の部分で、なかなか拡充するまでには至っていない。また、体調不良型についても、いろいろな部分で働きかけはさせてもらっているが、数が増やせていないという状況であり、今後とも精力的に取り組んでまいりたい。

〈会　長〉デートＤＶの冊子を作ったのは非常に良いと思うが、配布は半分くらい。各学校の判断に任せているとあるが、これについては如何か。

〈人権教育課長〉人権政策課で作成されたデートＤＶの冊子を、決まった学年に配布させていただいている。

〈会　長〉中学校の何学年かに配布されているということか。

〈事務局〉もともと策定した当初に、中学生全員へ配布し、以後は、入学した新１年生に配布している。そうすることによって、全員に行き渡るようにしている。

〈会　長〉全学校で実施されているのではなく、学校の任意の判断で行われているのか。

〈事務局〉市内の公立中学校全校に配布をさせていただいている。

〈会　長〉それでは、全校の生徒がデートＤＶについて、知識を深めることができているということか。

〈事務局〉そうである。ただし、理解度がどこまで深まっているかについては、検証するところまでは至っていない。

〈会　長〉デートＤＶについて、子どもたちが知る機会というのは、学校しかない。親から聞くのと、尊敬している教師から聞くのとでは全然違う。だから、デートＤＶというのは、学校でしっかりとやっていただきたい。中学生全員に冊子を配るということで作成したが、担当部局においてもその意義をしっかりと理解していただきたい。配布して、任せて終わりでは困る。

〈委　員〉前回の審議会で、デートＤＶの冊子を皆さんも見たと思うが、学校で配られていることも知らなかった。資料２では、「学校側との意見交換を踏まえながら検討していく必要がある」と書かれているが、今後どのように具体的に検討されていくのかということをお聞きしたい。先日、ある学校に伺った際に、中学１年生の生徒に対し、何の説明もなくデートＤＶの冊子を配布したと聞いている。会長が言われたように、親からではなく、学校の先生から伝えてもらうことは大事であり、また、例えば、ワークショップのような体験をしながら、子どもたちが学ぶということも必要ではないかと思う。そのような活動を行っている市民団体にも学校の中に入ってもらい、一緒に学んでもらうスタイルが、子どもたちにとっては、いい学びになるのではないか。

また、資料１で、市政だよりや情報誌など、様々な媒体を通じて、男女共同参画の意識の啓発を図っていくということが書かれているが、そこに書かれているイラスト自体が、男女の性別役割分担になっている場合がある。例えば、ピンクの服を着た女の子、ブルーの服を着た男の子などで、ビジュアルから入ってくる情報というのは、すごく印象に残ると思う。そのような意識から変えていかないといけないと思うので、作り手はどのように考えているのか、お聞きしたい。

〈事務局〉例えばデートＤＶのパンフレットについては、被害者のイラストをすべて女性として当初作成していたが、男性も被害者になり得るということを昨年の審議会の中でご意見として賜り、今年度の増刷において、一部男性のイラストに変更させていただいた。

〈会　長〉ガイドラインや広報の手引きというものは、あるのか。

〈事務局〉編集のルールがあることは認識している。今、委員がおっしゃったように、「男はブルー、女はピンク」というような刷り込みを払拭させていかないといけないと認識している。

〈会　長〉広報のガイドラインは各自治体で持っているが、うまく引き継ぎができずに失敗している自治体がたくさんある。広報の手引きをもう一度確認し、みんなで共有することを依頼しておく。

〈副会長〉教育のところで、少しお聞きしたいのだが、資料３では、小・中学校の管理職に占める女性の割合が前年度と比較して低下しているが、資料２の１９頁、「具体的な施策」の５３番では、男女共同参画への貢献度が「Ａ」になっている。割合が低下しているのに、評価が「Ａ」となっているのは何故か、教えていただきたい。

〈人権教育課長〉教育人事課が所管であるため、詳細はわからないが、女性の管理職の登用に向けて各教員に対して働きかけを行っているとの認識である。

〈副会長〉女性管理職の人数の増減ではなく、働きかけの部分で評価をされているということなのか。できることなら、私たちは結果を求めていきたい。一人でも多く、女性管理職が増えていくことを期待している。例えば、八尾市は小学校の校長は全国平均よりも上回っているが、中学校の校長は、全国平均よりも下回っていると思われる。やはり、最低でも全国平均を上回る必要があると思うので、今後、目標設定の際には、ただ単に女性管理職を増やすということではなく、それぞれに目標を設定する必要があると思う。例えば、中学校のＰＴＡ会長の割合についても、０％を５０％にあげていくのは、非常に難しいと思うので、目標設定の際には、個別に細かく設定し、目標値を確実に達成していけるようにしたい。

〈会　長〉ママ・パパ教室を受講する男性の割合については、八尾市は非常に熱心にされていて良いと思うが、割合が前年度と比較して低下している。子どもの数が少なくなっているにも関わらず、ママ・パパ教室に来てくれていることは非常に嬉しいことであるため、受講率を落とさないように頑張っていただきたい。また、ファミリーサポートセンター事業も、引き続き頑張っていただきたい。いいところはどんどん伸ばして、駄目なところは改善していくようにお願いする。

では、次に、市民意識調査の結果であるが、八尾市の場合は、男性の意識と女性の意識とで、ギャップがあることに驚いた。「ワーク・ライフ・バランス」や「男女共同参画」という言葉について、若い女性たちは知っているのに対し、若い男性は全然知らない。そこから啓発の大切さが伺えた。

それでは、次の議題に移ることとする。議題(2)「平成 26 年度　男女共同参画についての市民意識調査について」、事務局より報告いただきたい。

〈事務局〉

事務局より、資料７の説明

〈会　長〉市政だよりで、八尾市の施策を知る人が多いという結果が見えた。市政だよりは、市民に待たれているということだと思う。だからこそ、どのような内容で、どのような表現をするのかが重要であり、やはり広報のガイドラインを全庁的に確認していただきたい。また、確実に市民に届くような配布の方法についてもしっかりと検討していただきたい。市民委員の皆さんは、市政だよりについて、どのようにすれば良いと思われるか。行政に対して提案等はあるだろうか。

〈委　員〉市政だよりは、詳しく分けて書かれているので、仕事で忙しい方でもとても見やすいと思う。また、全戸配布されており、欲しい人は、市役所やコミセンに行けばもらえるので、目に触れやすいと思う。

私がショックだったのは、「すみれ」を知っている人が、全体の約１割であったこと。八尾市の男女共同参画センターであるのに、すごく残念に思った。今のままで、何も変わらないのであれば、八尾市が行っているイベント、例えば人権政策課が秋に行っている「ひゅーまんフェスタ」等の人が集まるところで、男女共同参画の催しをするなどして、「すみれ」を周知していけたらと思う。

〈委　員〉割合はわからないが、今、町会に入らない人が増えてきていると聞いている。町会に入っていなければ、市政だよりは自宅に届かないのか。

〈事務局〉おおよそ７割くらいの加入率であると聞いている。町会加入していなければ、市政だよりを渡さないというわけではないが、やはり町会加入することによって、スムーズに顔のつながりもでき、市政だよりの配布を通じて、町会の中での人間関係も形成されると思われる。我々としても、人権文化ふれあい部の取り組みとして、町会加入の促進を推奨しているので、市政だよりを「渡す・渡さない」ということではなく、防災の視点や、災害弱者をいかに地域の中で支え合って、助けていくかという視点で、市をあげて取り組んでいるところである。

〈委　員〉市が答えられたとおりで、市政だよりをもらってないから、わからないではなく、町会に入って、市政だよりをもらってほしい。町会に入らない理由は様々であると思うが、孤立して離れて暮らすということをなくして、ご近所と一緒に仲良く生活していくべき。高齢社会になったら、ますます、みんなで支え合っていかなければならない。そういう意味でも、町会に入っていただいたら、自動的に町会を通じて市政だよりやごみ袋が届く。市に取りに行く必要はなく、町会に入って、市政だよりをもらってほしいというのが、我々の見解である。

〈委　員〉自分が所属する団体の催しものについて調べるときに、市政だよりを見るが、本当によく調べられており、いろいろなことが書かれてある。

〈会　長〉行政に期待するということで、他に何かあるだろうか。

〈委　員〉「すみれ」の認知度が低いことについては、年１回でもよいので、市政だよりのトップページに載せていただくといった工夫が必要ではないか。

〈委　員〉 以前、テレビで女性の貧困がテーマに取り上げられていた。そこで言われていたのが、１０代、２０代の女性の貧困の厳しさである。まだまだ若い世代の男性については、女性は家にいるのがあたり前だという意識があり、昔に戻りつつある。八尾市では学校で、先進的に指導をされていると思うが、１０代、２０代の女性のシングルマザーが子育てに追い込まれ、そこになかなか光があたらないという現実もあるため、サポートが必要であるように感じた。言っていることが全て正しいかどうかはわからないが、男女共同参画を語る上では、非常に大きな課題であると思う。今後、案件としても出てくることを期待する。

〈会　長〉ひとり親家庭の貧困の問題がある。年収が１００万円程度で、子どもと話をする時間もないくらい働き、それに耐えられなくなると性産業などで稼ぐしかない「最貧困女子」という課題もある。こうした課題を行政がしっかりと受け止めて、母子家庭の自立支援を行うことで、なんとか出口につなげたい。それが行政の大きな仕事ではないか。これについても共同参画の施策として、取り組んでいただきたい。

〈委　員〉そもそもの話になるが、今回調査の配布数が３，０００件で、有効回答数が１，３１６件、有効回答率が４３．９％と、回収率は良いと思ったが、資料７の１０頁を見て、いわゆる、有効回答率の半数が「６０代」と「７０代以上」の方ということで、かなり偏りがあると思った。１５５頁の「自由意見のまとめ」では、１０代の女性の意見に、「質問と対象とする人の年齢層をもっと考えるべきだと思う。」、７０代以上の女

性の意見に、「８０過ぎた人には、この意識調査の内容は現状にそぐわない。質問の意図がわからない。」、７０代以上の男性の意見に、「このようなアンケートは、３０～４０歳の働いている家庭にしてもらったらいいと思う。」など、いろいろな意見が出ている。無作為抽出をしたときに、１０代で何名とか、２０代で何名というように、標本数を調整することは基本的にできないのか。お金をかけて、市民意識調査を実施し、回答率も良いのに、年齢が偏っているというのは、調査結果として有効なのかと疑問に思う。

〈委　員〉自由意見がたくさん出ているが、私は先だって、「何でも言わん会」というのを実施した。地域の団体、地域包括支援センターの方、行政も何人かおられ、いろいろな角度から議論し、地域のまちづくりをどのようにやっていったらいいのかを自由に討論するという形で行ったものである。そこで、子どもたちの放課後の居場所づくりができていないという意見が出た。具体的には、コミセンを上手く活用して、子どもたちの活動場所にしていきたいというもの。どちらかというと、現在のコミセンは、大人対象の講座が多く、子どもたちが入る余地がない。多くのお母さん方は、放課後、子どもたちを家で面倒みるほうがいいと思っているが、昨今の女性の社会進出が進む一方で、働きに行けないといった課題もある。女性が安心して社会進出できるように、子どもの居場所づくりについても考えていく必要がある。声をあげるだけではなく、フォローする体制を地域でもつくるが、市でも努力していただきたい。

〈会　長〉若い人に重点を置くなど、調査のあり方については、次回に検討していただくということでお願いしたい。

〈事務局〉我々行政は、年齢で一律に排除すべきではないと考えているので、その点についてはご理解をいただきたい。

〈会　長〉対象年齢を１６歳以上としたり、２０代・３０代の方の標本数少し増やし、逆に７０歳以上の方の標本数を減らしたりと、正確なデータを得るための数の操作というのは、各自治体でされているので、参考にしていただきたい。

〈事務局〉他市がどのようにされておられるかについては、十分に参照させていただく。ただし、特定の年齢層だけ重点的に行うといったことに関しては、行政として恣意的にコントロールしているととられ兼ねない。

〈会　長〉高齢者を対象とした項目で、共同参画について広く聴くことはかまわないが、どういうことを得るのかということで調査をするのだから、それくらいのことはできるのではないか。

〈事務局〉現在、産業政策課と連携し、女性の就労についての調査の実施に向けて議論しているところであるが、就労という目的で、稼働年齢層を対象としたものなどについては、会長のおっしゃるような考慮をさせていただきたいと考えている。

〈委　員〉今のことで質問だが、回答者の５割が「６０代」、「７０代以上」ということであるが、無作為で抽出された調査対象の年代は、ほぼ均等になるように抽出されたのか。それとも完全に無作為なのか。

〈事務局〉無作為である。標本数が３，０００件となると、基本的には現在の人口構成とほぼ同等になる。また、高齢社会であるため、年齢層が高いという結果となっている。

〈委　員〉たまたま、回答されたのが、６０代、７０代以上が多かったということで、結局は、若い方が回答されなかったということであるか。

〈会　長〉これについては、臨機応変に対応していただくということで。コミセンのことについては、如何か。

〈こども政策課長〉放課後の居場所づくりについては、現在策定中の（仮称）八尾こども計画において、市民委員にも入っていただいている子ども・子育て会議で議論を進めているところである。また、放課後の居場所づくりは、重要な課題と認識し、行政内部でも議論しているところである。コミセンの活用であるが、平成２６年度から、「親子ｄｅ絵本」という事業をはじめている。放課後ではないが、乳幼児と親御さんにコミセンまで来てもらい、保健師、保育士が相談や交流を行っている。現在は、月１回の開催にまでは至っていないが、平成２７年度からは月１回として事業を行っていく予定である。

〈委　員〉それは全館で実施予定なのか。

〈こども政策課長〉全館で予定している。

〈会　長〉「ポジティブ・アクションプラン」については、先ほど議論もしたので、資料を確認しておくことにとどめてもよいかと思うが、事務局に任せる。

〈事務局〉議題の（3）「審議会等への女性委員の登用に関するポジティブ・アクションプラン」策定の報告については、省略してよいということか。

〈会　長〉特に言っておきたいことがあれば、報告していただいたらよい。また、このポジティブ・アクションが実現できなかったときには、どのようなことになるのか。

〈事務局〉全庁的な取り組みの中で、策定させていただいたので、平成２７年度の目標達成に向けて、全力で取り組んでまいりたい。

〈会　長〉これについての決意表明を、部長にお願いしたい。

〈事務局〉本日いただいた貴重なご意見を十分に踏まえ、施策を推進してまいりたい。「ポジティブ・アクションプラン」については、平成２６年の春頃から、ワーキング会議を設置して策定したもので、審議会等所管課ともヒアリングを行いながら進めているところである。施行は、平成２７年４月となっているが、すでに取り組みは進めており、全力で取り組んでいく所存である。

本日は、長時間にわたり、ありがとうございました。改めて感謝の念を申し上げる。市民意識調査については、次年度に予定している、次期「やお女と男のはつらつプラン」の策定にいかして参りたいと考えている。今後も委員の皆さんのお知恵をいただき、ご協力を賜りたい。

〈会　長〉議題(4)「その他」について、事務局より報告していただきたい。

〈事務局〉次期計画策定に向け、次年度については、５回程度の審議会を開催する予定としている。先ほど、ご意見を賜った市民調査結果を基礎資料として、次期計画を策定していく予定である。また、開催時期については未定であるが、日時が決まり次第、通知をさせていただく。

以上

別紙

（委員）

細見　三英子　会長
関根　聴　　副会長
段林　和江　　委員
小松　照明　　委員
二宮　久子　　委員
池尻　誠　　委員
大東　清孝　　委員
梅本　ルミ　　委員
西川　弥生　　委員
※欠席･･･的場恵子委員

（幹事）

魚住人事課長補佐（※代理出席）
菱井健康福祉部次長兼生活福祉課長
山本高齢福祉課長
白石健康福祉部次長兼障がい福祉課長
築山こども未来部次長兼こども政策課長
谷地域子育て支援課長
太田産業政策課長
本鍋田人権教育課長

（事務局）

松井人権文化ふれあい部長
鶴田理事人権政策課長事務取扱
横山人権文化ふれあい部参事人権政策課男女共同参画推進係長事務取扱
福井人権政策課男女共同参画推進係主査

《配布資料》

・第７回　八尾市男女共同参画審議会　次第
・第７回　八尾市男女共同参画審議会　配席表
・八尾市男女共同参画審議会　委員・幹事名簿
・八尾市男女共同参画推進条例
・八尾市男女共同参画審議会規則
・資料１　「第２次 やお女と男のはつらつプラン」進捗状況【総括表】

・資料２　「第２次 やお女と男のはつらつプラン」進捗状況【個票】
・資料３　「第２次 やお女と男のはつらつプラン」に掲げる指標と目標値
・資料４　「男女共同参画への貢献度」一覧
・資料５　審議会等の一覧表
・資料６　平成２５年度　相談事業実施状況
・資料７　男女共同参画についての市民意識調査報告書（案）
・資料８　審議会等への女性委員の登用に関するポジティブ・アクションプラン
・資料９　審議会等への女性委員の登用に関するポジティブ・アクションプラン（概要版）